

2026 年 8 月 13 日

各 位

会社名	三菱UFJアセットマネジメント株式会社 (管理会社コード 13444)		
代表者名	取締役社長	川上	豊
問合せ先	コンタクトセンター(TEL. 0120-548066)		

E T F の投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は本日、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

MAXIS 全世界株式 (オール・カントリー) 上場投信 (2559)

2. 変更の理由

有価証券の貸付の実施に際し体制整備を図る中で、所要の記載整備を行うもの。

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

2026 年 9 月 7 日まで 金融庁届出日

2026 年 9 月 8 日 変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS全世界株式（オール・カントリー）上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
（信託報酬等） 第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1. 第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の7.8以内の率を乗じて得た額 2. 第28条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないもの）とします。 <u>また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。</u> <u>以下同じ。）の100分の50未満の額</u> 3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの信託財産に属する品貸料のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）の100分の50<u>未満</u>の額 ②～③ （略）	（信託報酬等） 第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1. 第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の7.8以内の率を乗じて得た額 2. 第28条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の100分の50<u>以内</u>の額 3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合、マザーファンドの信託財産に属する品貸料のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）の100分の50<u>以内</u>の額 ②～③ （略）

以 上